(別紙)

「ゼアラレノンの検出について」(平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知)一部改正新旧対照表

改正後	改 正 前
本文 〔略〕	本文 〔略〕
記	記
家畜に給与される飼料に含まれることが許容されるゼアラレノンの 最大値 1 ppm	家畜に給与される飼料に含まれることが許容されるゼアラレノンの 最大値 1.0 ppm